

住居表示についてのお知らせ

福吉一丁目～六丁目

板持一丁目(22～26番)、前原西二丁目(6～18番)

波多江駅南二丁目(15番の一部、18番の一部、24～28番)

住所をわかりやすくするため、**令和6年11月2日(土)**に住居表示を実施します。

この冊子では、住居表示について、住民の皆様にご存知のことや、実施日以降にしていただく手続きをお知らせします。

また、市ホームページ(右QRコード参照)にも制度の説明や住所の新旧対照表を掲載していますので、ご覧ください。



糸島市市民課

も く じ

1. 新しい住所の決め方	1
2. 新しい住所の表し方	2
3. 不動産（土地）と本籍地の表し方	2
4. 郵便番号	2
5. 実施に伴う住所変更手続き	3
5-1. 手続きが不要なもの	3
5-2. 手続きが必要なもの（主なもの）	4・5
5-3. 各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの	6
6. 手続きに関するお問い合わせ先	6・7
7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。	7
8. 無料はがきを配布します。	7
9. よくあるご質問	8
質問：元の住所と新しい住所を調べたいときは？	8
質問：変更となる地番を調べたいときは？	8
質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？	8
質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？	8
質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変更になりますか？	8
質問：住居表示板はなぜつけるのですか？	8
質問：住居表示板が剥がれたときは？	8

付録

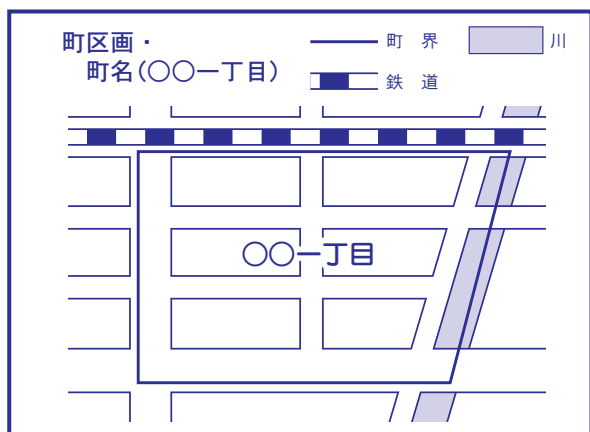
不動産登記申請書記載例	9
不動産登記申請書記載例の解説及び注意事項など	10
不動産登記申請委任状の記載例	11
住居表示新町界・新町名及び街区割図	12・13

1. 新しい住所の決め方

新しい住所「□□〇丁目〇〇番〇〇号」は、次のように決めています。

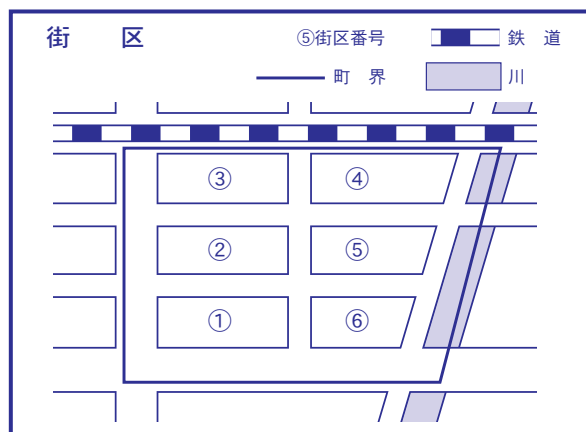
(1) 町の決め方 (□□〇丁目)

一定の大きさで新しい町を置きます。
道路、鉄道、河川などわかりやすいもので町の境を決めています。



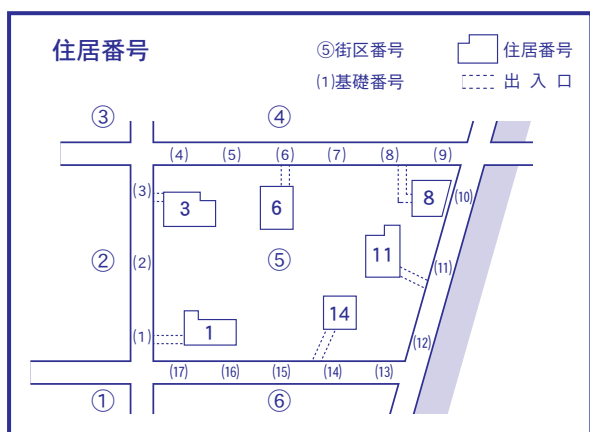
(2) 街区の決め方 (〇〇番)

町の中の、道や水路などで区切った建物のまとまりを街区と呼びます。
街区には、数字で街区符号をつけています。



(3) 建物の番号の付け方 (〇〇号)

街区の周囲に、一定の距離ごとに区切って順番に基礎番号 (数字) を付けます。
出入口にあたる基礎番号をもとに、建物に住居番号を付けています。



※ 住居表示板などを貼り付けます。

建物の入口に「町名表示板」「住居番号表示板」を貼り付け、街区の角には「街区表示板」「補助板 (街区案内図)」を貼り付けます。これにより、目的地が探しやすくなります。

●町名表示板



●街区表示板



●住居番号表示板



2. 新しい住所の表し方

新しい住所は、「町名+街区符号+住居番号」で表します。住所の表示が変わる世帯と事業所には「住居表示変更通知書 兼 住居表示変更証明書」をお送りします。

例) 福吉中学校

今までの住所	糸島市	二丈福井	5 9 1 8 番地 1
		町名	土地の地番
新しい住所	糸島市	福吉三丁目	○番 ○号
		町名	街区符号 住居番号

集合住宅では、3階以上のものか、2階以下のものかによって、表し方が異なります。

例)

3階以上ある集合住宅	糸島市	福吉三丁目	○番	○-○○○号
		町名	街区符号	(部屋番号) 住居番号
2階以下の集合住宅	糸島市	福吉三丁目	○番	○号 (○○)
		町名	街区符号	(部屋番号) 住居番号

3. 不動産（土地）と本籍地の表し方

不動産の土地の表示と本籍の表示は、法令の定めにより、「町名+地番」で表します。住所とは表示が異なるので、ご注意ください。

本籍が変更になる方には、戸籍の筆頭生存者に、「本籍変更のお知らせ」を送付します。

ただし、合筆などにより現在存在しない地番に本籍があるときは、町名を変更しません。

土地の表示

今までの表示	糸島市	二丈福井	5 9 1 8 番 1
新しい表示	糸島市	福吉三丁目	5 9 1 8 番 1
		町名	地番

本籍の表示

今までの表示	糸島市	二丈福井	5 9 1 8 番地 1
新しい表示	糸島市	福吉三丁目	5 9 1 8 番地 1
		町名	地番

本籍を変更する手続き（転籍）を行うことで、街区符号を用いた表示に変更できます。

街区符号を用いた表記	糸島市	福吉三丁目	○番
		町名	街区符号

4. 郵便番号

新しい町の郵便番号は次のとおりです。

福吉一丁目～六丁目	8 1 9 - 1 6 4 3	板持一丁目	8 1 9 - 1 1 0 1
前原西二丁目	8 1 9 - 1 1 1 7	波多江駅南二丁目	8 1 9 - 1 1 0 8

5. 実施に伴う住所変更手続き

住居表示実施後に、手続き不要で自動で新住所に書き換わるものと、手続きが必要なものがあります。詳細については各官庁、企業などへお問い合わせください。

5-1. 手続きが不要なもの

次の記録や証書の住所変更の手続きはいりません。急ぎ住所修正が必要な場合や、実施日以降も旧住所で郵便が届く場合は各自お問い合わせください。

内容	備考
住民票、印鑑登録、戸籍	
選挙人名簿	
市内小中学校の学齢簿	その他の学校・保育園等は各自ご確認ください。(→P 6)
水道料金・下水道使用料	
原動機付自転車(125cc以下)の所有者住所	125ccを超えるバイクは手続きが必要です。(→P 5)
畜犬登録	
国民健康保険被保険者証 後期高齢者医療被保険者証	そのまま使用できます。新住所の表記を希望する場合は、発行元で再発行できます。 ※ただし、マイナ保険証への移行に伴い、令和6年12月2日以降は、現行の保険証は発行できなくなります。
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証	そのまま使用できます。新住所の表記を希望する場合は、発行元で再発行できます。
児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書	
重度障がい者医療証	
子ども医療証 ひとり親家庭等医療証	
国民年金・厚生年金	
郵便	当面の間、旧住所の表記でも郵便局が読み替えて配達します。知人や親戚、取引先などへの新住所のお知らせには、無料はがき(→P 7)をご利用ください。
不動産登記簿の土地・建物の所在 (その不動産がどこにあるかの記載)	所有者の住所が変わる場合は手続きが必要です。(→P 5)
NHK、九州電力	

5-2. 手続きが必要なもの（主なもの）

これらの住所の変更手続きに証明書が必要な場合は、市民課窓口で住居表示変更証明書を発行しています。（→P 7）それぞれ、実施日以降に手続きを行ってください（事前の手続きはできません。）

住所変更手続きは、マイナンバーカードや、運転免許証など、本人確認書類となるものを優先して行うことをおすすめします。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナンバーカードに新しい住所を記載する手続き（券面変更手続き）が必要です。同じ世帯の方の分は、代理で手続きできます。

券面変更手続きに必要なもの

□マイナンバーカード

□カード交付時に設定した数字4桁及び英数字6桁以上の暗証番号

マイナンバー窓口の混雑を避けるため、下記のとおり日程の割り振りをしていますので、可能な限りその日程に糸島市役所にお越しください。

日程	新住所	
11月5日（火）	福吉一丁目	新住所が前原西、波多江駅南、板持になる人は、どの日程でも手続きできます。
11月6日（水）	福吉二丁目	
11月7日（木）	福吉三丁目	
11月8日（金）	福吉四丁目	
11月11日（月）	福吉五丁目	
11月12日（火）	福吉六丁目	

時間 8：30 から 17：15 まで

混雑しやすい時間帯 10：00 から 12：30 ごろ 16：00 から 17：15 まで

【運転免許証をお持ちの方】

運転免許証は、券面に記載されている住所のほか、本籍の情報が内部データに保存されています。本籍が変更になった戸籍の筆頭者には、本籍変更のお知らせをお送りします。（→P 7）

住所だけが変更になった人	運転免許証 住居表示変更証明書	警察署や、自動車運転免許試験場でお手続きください。
住所と本籍の両方が変更になった人	運転免許証 住居表示変更証明書 本籍変更証明書	
本籍が変更された戸籍の構成員で、今回の実施区域外に住んでいる人	運転免許証 本籍変更証明書	

【そのほか、手続きが必要な公的書類の例】

種別	手続き先	必要なもの	備考
在留カード 特別永住者証明書	市民課	☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書	
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 療育手帳	地域福祉課	☐ 住所を変更する手帳や証書	そのまま使用できます。新住所表記を希望する場合は、地域福祉課窓口で変更することができます。
車検証、軽自動車届出済証 (普通自動車や125ccを超えるバイクなど) ※125cc以下の原動機付自動車の所有者住所は市が変更します。(→P 3)	九州運輸局 福岡運輸支局	☐ 車検証・軽自動車届出済証 ☐ 住居表示変更証明書	または、お近くの車検業者におたずねください。 (事務手数料がかかります)
車検証 (軽自動車)	軽自動車検査 協会福岡主管 事務所	☐ 車検証 ☐ 住居表示変更証明書	
不動産登記 (登記名義人住所:所有者などがどこに住んでいるかの記載)	不動産所在地 の管轄法務局	☐ 変更登記申請書 (法務局ホームページからダウンロードできます) ☐ 住居表示変更証明書	変更登記申請書の記入例は、このパンフレットに掲載しています。
法人登記 (会社の本店の所在地など、役員等の住所)	法人所在地の 管轄法務局	☐ 変更登記申請書 (法務局ホームページからダウンロードできます) ☐ 住居表示変更証明書 ☐ 法人印	実施日から 2週間以内 の登記が法律で定められています。

住居表示実施に伴う住所変更手続きでは、手数料・登録免許税が免除されます。ただし、司法書士などに依頼する場合は、手数料がかかります。

家族や知人などに手続きを依頼するときは、委任状等が必要となる場合があります。

5.3. 各自でお問い合わせまたはご連絡いただくもの

これらの住所の変更手続きに証明書が必要な場合は、市民課窓口で住居表示変更証明書を発行しています。

民間事業者では、インターネットやＡＴＭで住所変更ができるものもあります。各自でご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

内容	備考
共済年金、企業年金、個人年金	国民年金は自動で変更されます。(→P 3)
保険会社、銀行、信用金庫など金融機関	
自賠責保険、自動車保険	
電気、電話、ガスなどインフラ	九州電力、NHKは手続き不要です。
通信販売業者	
各種許認可、登録	
勤務先、通学先	市内小中学校の学齢簿は市が変更します。
知人、親戚、取引先などへのお知らせ	無料はがきをお使いください。

6. 手続きに関するお問い合わせ先

内容	問い合わせ先	所在地・郵送先	電話番号
住居表示全般 住居表示変更証明書 本籍変更証明書 無料はがき	市民課 (住居表示担当)	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
住居表示変更証明書、 本籍変更証明書の郵送 請求	市民課郵送請求	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 市民課郵送請求担当	専用ダイヤル 092-332-2064 FAX 092-323-1149
マイナンバーカード	市民課マイナンバー係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
在留カード 特別永住者証明書	市民課市民係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149
戸籍に関すること	市民課戸籍係	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所 1 階	092-332-2065 FAX 092-323-1149

内容	問い合わせ先	所在地・郵送先	電話番号
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 自立支援医療受給者証 療育手帳	地域福祉課	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1 糸島市役所2階22番窓口 療育手帳は23番窓口	092-332-2073 FAX 092-321-1139
そのほか市の公簿や 証書に関すること	糸島市役所	〒819-1192 糸島市前原西1-1-1	092-323-1111
運転免許証	糸島警察署	〒819-1116 糸島市前原中央1-6-1	092-323-0110
車検証（普通自動車や 125ccを超えるバイク など）	九州運輸局福岡運 輸支局 登録部門	〒813-8577 福岡市東区千早3-10-40	050-5540-2078 FAX 092-673-1197
車検証（軽自動車）	軽自動車検査協会 福岡主管事務所	〒813-0019 福岡市東区みなと香椎 4-3-37	コールセンター 050-3816-1750 FAX 092-410-1903
不動産登記	不動産所在地の管轄法務局		
	糸島市管轄は 福岡法務局 西新出張所	〒814-8524 福岡市早良区祖原14-15	登記手続案内 予約電話番号 092-831-4114
法人登記	法人所在地の管轄法務局		
	糸島市管轄は 福岡法務局 法人登記部門	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25	登記手続案内 予約電話番号 092-721-9306

7. 住居表示変更証明書・本籍変更証明書を無料で交付します。

住所が変わった世帯や事業所等には「住居表示変更通知書兼住居表示変更証明書」を送付します。

本籍が変更になった戸籍の筆頭生存者には、実施日以降に「本籍変更のお知らせ」と、「本籍変更証明書」を送付します。

受け取った分で証明書が不足するときは、住居表示に伴う住所・本籍の変更を証明するものとして、住居表示変更証明書・本籍変更証明書を市役所で無料交付します。

実施日から1週間程度、交付窓口が大変混雑します。12月以降も引き続き交付しますので、必要な時に取得してください。

8. 無料はがきを配布します。

知人・親戚・取引先などへの新住所のお知らせに使える無料はがき（事務通信はがき）を、世帯、事業所につき50枚配付します。50枚以上必要な方は、糸島市役所市民課にお問い合わせください。残数に限り配付します。

このはがきと封筒の作製や送付にかかる費用は、前原郵便局が負担しています。

- ・無料はがきは、金融機関や公的機関での住所変更には使えません。
- ・無料はがきに、メッセージを添えることはできません。
- ・無料はがきが入っていた封筒にまとめて、ポストに投函してください。前原郵便局で仕分けし、送り先に届けます。

9. よくあるご質問

質問：元の住所と新しい住所を調べたいときは？

元の住所と新しい住所を調べたいときは、『住居表示新旧・旧新対照表』で調べることができます。市ホームページ上で公開しているほか、市図書館、糸島市役所で閲覧することができます。

質問：変更となる地番を調べたいときは？

変更となる地番を調べたいときは、『地番調書』で調べることができます。市ホームページ上で公開しているほか、市図書館、糸島市役所で閲覧することができます。地番調書に掲載されていない地番は、存在していない地番か、実施区域外の地番です。

質問：住所変更手続きには手数料がかかりますか？

住居表示によって公簿や公的書類の住所変更手続きを行う場合、手数料を無料とすることが法律で定められています。ただし、手続きを行政書士などの代書人や、業者に委任する場合は、所定の手数料がかかります。

質問：旧住所で書かれた郵便は届きますか？

住居表示実施後も、郵便局が当面の間、新住所に読み替えて配達します。知人や取引先などへは、無料はがきなどを使って、新住所をお知らせください。

カーナビゲーションシステムや、住宅地図、インターネット上の地図サービスへの反映は時間がかかります。

質問：住居表示の実施に伴い行政区や校区は変更になりますか？

住居表示に伴う行政区や校区の変更はありません。

質問：住居表示板はなぜつけるのですか？

住居表示は、それぞれの住居の所在を分かりやすくするために設定しているものです。それぞれの建物に住居表示板を貼付することで、郵便物や宅配物の誤配、遅配の防止、緊急車両の迅速な到着など、行政サービスや民間業者、訪問者の役に立ちます。住居表示板の貼り付けにご協力ください。

質問：住居表示板が剥がれたときは？

住居表示板が剥がれたとき、塀や壁の修繕などで住居表示板を剥がしたときは、市民課市民係にご連絡ください。新しい住居表示板を貼り付けます。

建て替えや新築をしたときは、住居表示の設定を行うので、「新築等の届出」が必要になります。

〈不動産登記申請書記載例〉

※この部分には何も記載しないでください。

登記申請書

登記の目的 ○○番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和6年11月2日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 糸島市福吉三丁目〇番〇号 (注3)

申請人 系島市福吉三丁目〇番〇号
系島一郎 系島印 (注4)

添付書類
住居表示変更証明書（注5） 代理権証明情報（注6）

令和 年 月 日申請（注7） ~~福岡~~ 法務局（又は~~地方法務局~~）~~西新~~ 支局（又は出張所）

代 理 人 糸島市前原西一丁目1番1号
糸 島 花 子 (糸島印) (注8)
連絡先の電話番号 092-323-1111 (注9)

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注10）

不動産の表示（注11）

不動産番号 1234567890123 (注1 2)

所 在 系島市福吉三丁目

地 番 5918番1

地 目 宅 地

地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012

所 在 系島市福吉三丁目5918番地1

家屋番号 5918番1

種 類 居 宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43・00平方メートル

2階 38・62平方メートル

〈不動産登記申請書記載例の解説及び注意事項など〉

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するの^ふかを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（〇〇番）のみを記載します。
- (注2) 「令和6年11月2日住居表示実施」と記載します。
- (注3) 住居表示実施後（変更後）の住所を記載します。（変更証明のとおり記載）
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の現在の住所及び氏名を記載して印鑑を押します（認印可）。ただし、代理申請の場合は、本人の印はいりません。
- (注5) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示変更証明書（市民課で無料交付）を添付します。
- (注6) 登記申請に関する委任状（代理人の権限を証する情報）です。様式・記載例は、次ページのとおりです。
- (注7) 法務局へ提出する日を記載します。
- (注8) 所有権の登記名義人（所有者）から登記の申請の委任を受けた代理人の住所及び氏名を記載します。氏名の末尾に認印を押してください。
- (注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の番号を含む。）を記載します。
- (注10) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を記載例のように記載してください。
- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

*注意事項

- 1 丁目については、一、二、三、四、五で表示すること。（例）二丁目
- 2 鉛筆以外の黒色で記入してください。
- 3 不動産の表示が書ききれないときは、用紙を追加して割り印をしてください。
- 4 登記申請書には、①登記原因証明情報（住居表示変更証明書）②本人申請以外の時は、委任状等代理権限証書（委任状見本参照のこと。）を添付してください。
- 5 「住居表示変更証明書」は、別の用紙にのり付けして申請書に添付してください。
- 6 登記申請書を提出の時は、申請書に使用している印鑑をご持参ください。

【問い合わせ・手続先】

福岡法務局西新出張所 電話：092-831-4114（糸島市以外は所轄法務局）

※申請書の作成については「福岡法務局ホームページ」より、登記関係・不動産登記・申請書様式【住居表示実施による住所の変更の場合】を利用し、不明な点等は所轄の法務局へ相談してください。

〈不動産登記申請委任状の記載例〉

委 任 状

私は、**糸島市前原西一丁目1番1号 糸島花子** に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること。
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇月〇日

糸島市福吉三丁目〇番〇号

糸 島 一 郎



記

登 記 の 目 的 **〇〇番所有権登記名義人住所変更**

原 因 令和**6**年**11**月**2**日住居表示実施

変更後の事項 住所 **糸島市福吉三丁目〇番〇号**

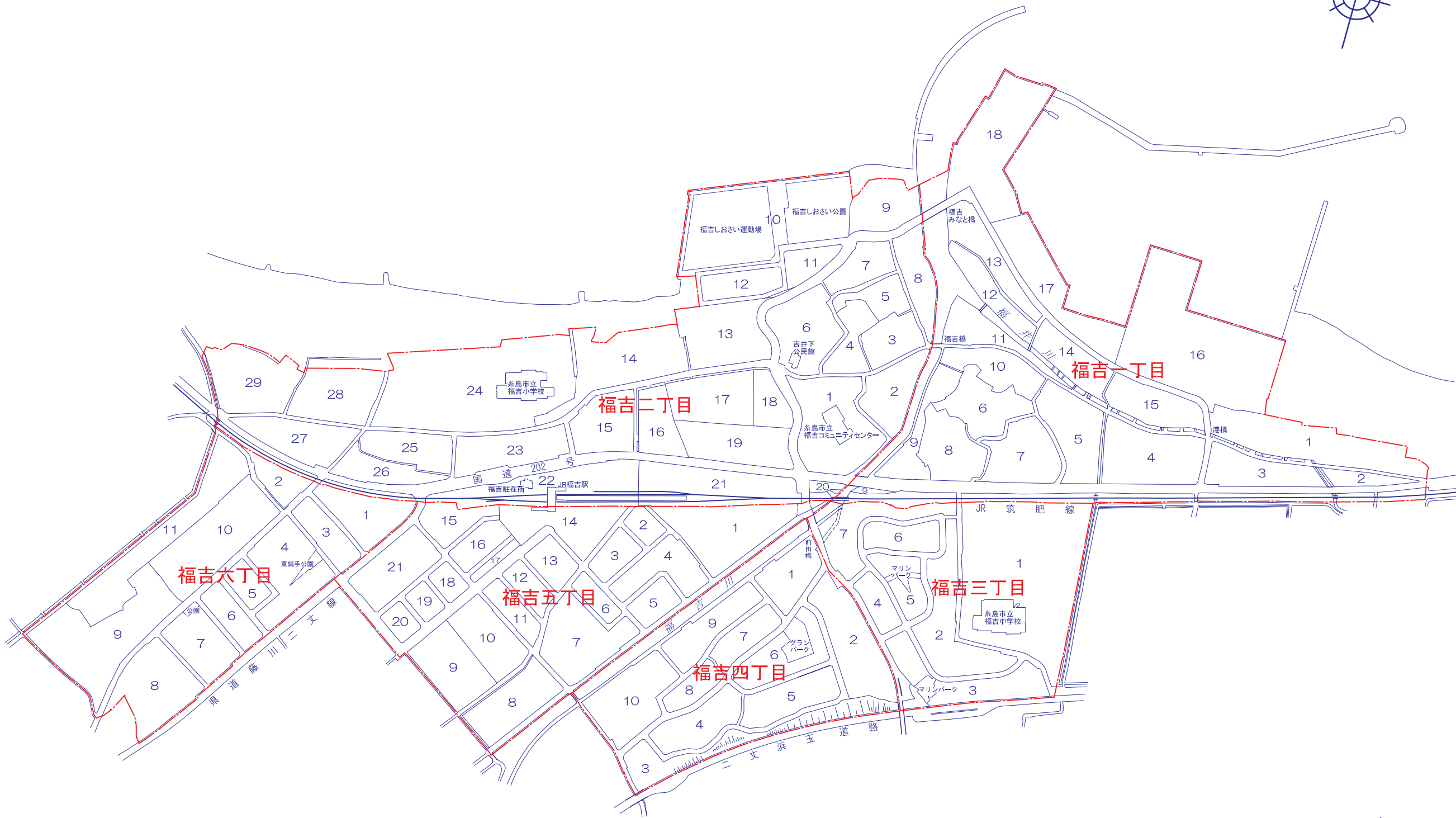
不動産の表示

所	在	糸島市福吉三丁目
地	番	5918番1
種	類	宅 地
地	積	123・45平方メートル

所	在	糸島市福吉三丁目5918番地1
家屋番号		5918番1
種	類	居 宅
構	造	木造かわらぶき2階建
床	面	積
		1階 43・00平方メートル
		2階 38・62平方メートル

* これは、記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

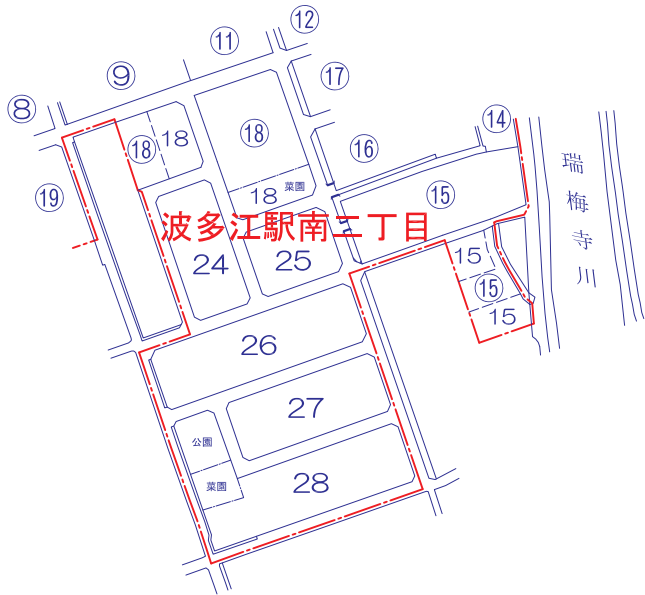
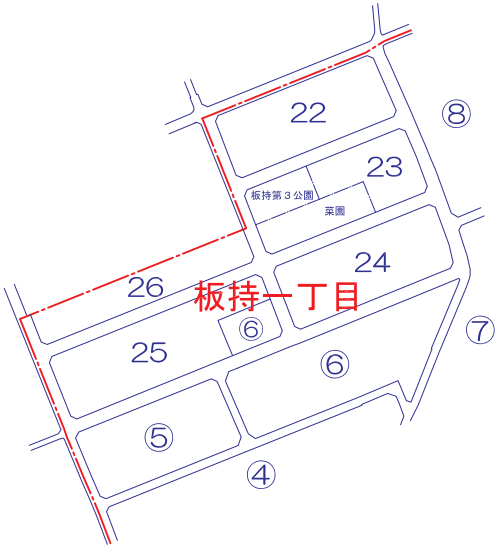
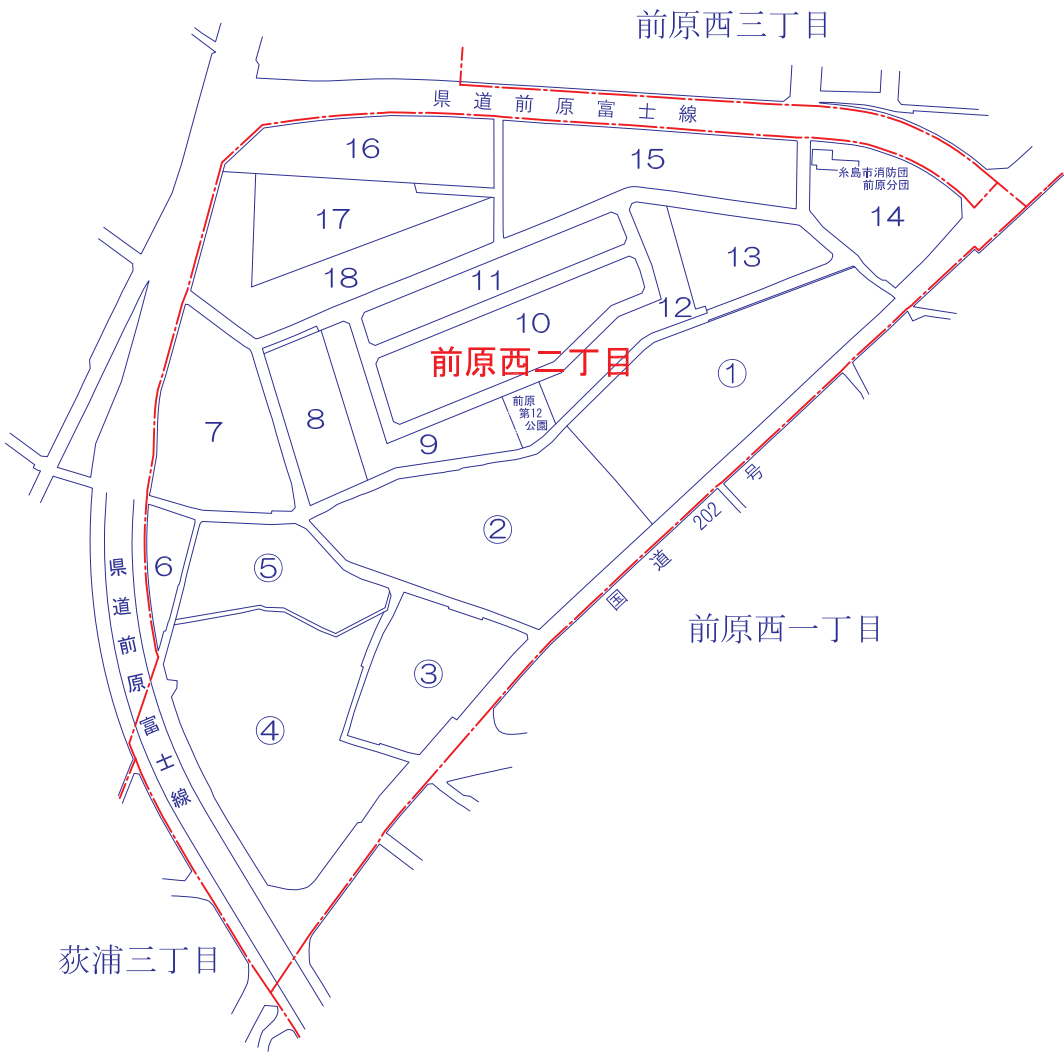
住居表示新町界・新町名及び街区割図



糸島市

- 凡 例
- 1 新街区符号
 - 新町界線

住居表示新町界・新町名及び街区割図



- 凡 例
- 18 新街区符号
 - ⑱ 既街区符号
 - 新町界線